

令和 6 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省 R6 - ㉗)

施策名	目標 6-1 環境リスクの評価										担当部局名	環境保健部 化学物質安全課 環境リスク評価室		
施策の概要	化学物質等による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価する。										政策評価実施予定期	令和 7年	政策評価実施時期	
達成すべき目標	①一般環境中の化学物質の残留状況を調査し、基礎資料として施策の策定に活用する。 ②化学物質の環境リスク初期評価を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。 ③化学物質の内分泌かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。 ④人の血液・尿のモニタリングにより、日本人の体内中の化学物質の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価、化学物質管理のための基礎情報を得る。 ⑤子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。 ⑥花粉飛散予測や健康影響の予防に資する情報を提供する。										政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)													
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
			基準年度	目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			R9年度	
1 化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数	-	-	80	R5年度	80	80	80	80	-	-	-	化学物質対策に係る関係課室から一般環境中における残留状況を把握するために調査要望のあった化学物質のうち、優先度の高いものを調査対象物質として毎年度選定することが、「化学物質環境実態調査のあり方について」により定められている。目標値は、過去の実績値を勘案し、調査が着実に進められているとみなせる水準で設定した。		
2 環境リスク初期評価実施物質数	-	-	14	R6年度	14	14	14	14	-	-	-	環境中の化学物質による人の健康や生態系への影響に関してスクリーニングを行う環境リスク初期評価の実施状況の測定指標として、評価実施物質数を設定した。目標値は、過去の実績及び情報の収集・検討状況を踏まえて設定した。		
3 内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数(累積)	132	H27年度	240	R5年度	220	230	240	250	260	-	-	化学物質の内分泌かく乱作用については、文献調査等を踏まえ評価対象物質として選定した物質数(累積)を測定指標として設定した。目標値は、選定に伴う作業量、選定後の評価に要する作業量、これまでの実績等を踏まえて設定した。		
4 化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数	-	-	3,000	R5年度	3,000	3,000	3,000	3,000	-	-	-	化学物質の一般的な国民のばく露状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得ることが目標であることから、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数(基本情報を得たデータ数)を測定指標として設定した。		

5	子どもの健康と環境に関する全国調査の進捗状況	-	-	全国10万組のデータ解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。	-	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	-	-	-	次世代育成に係る健やかな環境の実現を図るために調査を着実に進めることができ、その進捗状況を測定指標としている。また、「参加者のデータの解析を行うことで、健康と環境の関連性を明らかにする」ためには、解析に係るデータの蓄積と化学物質の分析が必須であるため、施策の進捗状況として参加者に調査を継続いただくための取組と化学分析の進捗を確認していくこととしている。														
						参加者追跡率(94%)事業成果の情報発信及びビレスロイド系農薬代謝物等の化学分析の実施	参加者追跡率(93%)事業成果の情報発信及び農葉・忌避剤等の化学分析の実施	参加者追跡率(93%)事業成果の情報発信及びアクリルアミド等の化学分析の実施	参加者追跡率(93%)事業成果の情報発信及び農葉・忌避剤等の化学分析の実施	-	-	-															
6	スギ雄花花芽調査対象都道府県数	17	令和4年度	23	R15年度	17	17	18	23	-	-	-	スギ雄花の花芽調査は林野庁と当省で共同して行っている。令和5年5月に「花粉症対策の全体像」(関係閣僚会議決定)において「花芽調査の強化」が示されたことを踏まえて、スギが少ない沖縄県を除く46都道府県の半数の調査を当省が担当するため。														
						17	17	18	-	-	-	-															
達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号								
(1) 環境リスクの評価事業(昭和49年度)		1, 2, 3, 4, 6	'004981	(5) -		-	-	(9) -		-	-	(13) -		-	-	(17) -		-	-								
(2) 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)(平成22年度)		5	4797	(6) -		-	-	(10) -		-	-	(14) -		-	-	(18) -		-	-								
(3) -		-	-	(7) -		-	-	(11) -		-	-	(15) -		-	-	(19) -		-	-								
(4) -		-	-	(8) -		-	-	(12) -		-	-	(16) -		-	-	(20) -		-	-								
目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)																										
	(判断根拠)																										

評価結果	目標達成が出来なかつた要因、その他施策の課題等	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】
学識経験を有する者の知見の活用	SDGs目標との関係	【主な目標】 【副次的効果が期待される目標】
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		

令和 6 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省 R6 - (28))

施策名	目標 6-2 環境リスクの管理											担当部局名	環境保健部 化学物質安全課 化学物質審査室																																			
施策の概要	化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。											政策評価実施予定期	令和 7年 8月																																			
達成すべき目標	①化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。 ②有害性評価が困難な物質の評価方法の検討を進める。 ③化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進する。 ④対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。											政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進																																			
施策に關係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)																																															
測定指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">年度ごとの目標値</th> </tr> <tr> <th colspan="7">年度ごとの実績値</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th><th>R4年度</th><th>R5年度</th><th>R6年度</th><th>R7年度</th><th>R8年度</th><th>R9年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>199</td><td>213</td><td>193</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>								年度ごとの目標値							年度ごとの実績値							R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	-	-	-	-	-	-	-	199	213	193	-	-	-	-	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		達成
年度ごとの目標値																																																
年度ごとの実績値																																																
R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度																																										
-	-	-	-	-	-	-																																										
199	213	193	-	-	-	-																																										
1 化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与又は見直した物質数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	化審法はこれまで我が国で製造、輸入が行われたことのない新規化学物質について、その製造又は輸入に際し、製造・輸入者からの届出に基づき、事前にその化学物質が次の性状を有するかどうかを審査し、判定することで適正な化学物質管理を推進している。そこで、「化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与又は見直した物質数」を年度ごとの測定指標に設定した。なお、製造・輸入者からの届出に基づいて実施するものであるため、目標値の設定は困難。.																																				
2 有害性評価困難な化学物質の試験法の開発を実施及び国際機関に対する試験法標準化のためのデータ提供	試験法の調査・検討	H25年度	OECD会合におけるTG案の提出、採択	SPSF案の提出	各国意見を踏まえた試験法の見直し	ヨコエビ試験法の検証試験の実施、卵内投与試験法のSOP案の作成	ヨコエビ試験法の検証試験の実施(継続)、卵内投与試験法のSOPの提出	-	-	-	-	化審法のリスク評価を加速化するため、既存の試験法では対応できない有害性評価が困難な物質(難水溶性等)について、新たな試験法の開発が必要である。そこで、試験法開発と試験法標準化(OECD TG化)のためのデータ提供を指標に設定した。これまでOECD TG化を目指してヨコエビ試験法と卵内投与試験法の開発を実施しており、ヨコエビ試験法については、R4年度に作成したTG案について検証試験を実施しながら、引き続き各国の専門家と協議を行いながらプラッシュアップを行うことを目標として設定した。卵内投与試験法については、R5年度にSOP案を作成したことを踏まえ、R6年度はSOPを提出することを目標として設定した。																																				
3 PRTR対象物質の環境への総届出排出量(トン)の把握	-	-	110,000 R12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	化管法に基づくPRTR制度において、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果として、把握した対象化学物質(第一種指定化学物質)の総届出排出量を指標として設定した。当該指標は毎年度の事業者からの届出データであり、社会的情勢の影響を受けるものではあるが、過去5年間(平成29~令和3排出年度)の減少率が維持されることを目標とし、年度ごとではなく令和12年度を目標年度として目標値を設定した。																																				
4 化学物質アドバイザーの派遣数	過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする	-	過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする(11以上)	20以上	16以上	10以上	11以上	-	-	-	-	PRTRデータ等を活用したより一層のリスクコミュニケーションの推進を図る観点から、化学物質アドバイザーの派遣数を測定指標として設定した。派遣実績を過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とすることを目標として設定した。																																				

令和 6 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省 R6 - ㉙)

施策名	目標 6-3 国際協調による取組									担当部局名	環境保健部 化学物質安全課 水銀・化学物質国際室			
施策の概要	化学物質関係の各条約(POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、水銀に関する水俣条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。									政策評価実施予定期	令和 7年 8月	政策評価実施時期		
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングするとともに、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。									政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)													
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値									測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		達成
1 POPs条約に基づく化学物質モニタリングの進捗度(一般環境中の測定を行っているPOPs条約対象及び候補物質群数)	-	-	11物質	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	・POPs条約対象物質及び候補物質について、「化学物質環境実態調査のあり方について」(平成22年3月)の調査対象物質選定要件に基づき設定した。		
2 途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数(累積)	0	H27年度	-	-	-	-	-	16	-	-	-	・水銀による環境リスクの低減のため世界の水銀対策を推進するという施策目的を踏まえ、途上国等の水銀対策に係るプロジェクトの形成・支援数を測定指標として設定した。 ・各年度の目標値については、令和5年度までは新型コロナウイルス感染症による渡航制限によるプロジェクト形成への影響を踏まえ、目標値を設定しないこととしたが、令和5年5月に「5類感染症」に移行したことから、令和6年分の目標値を設定し、新型コロナウイルス感染症の影響から設定していた令和8年度の目標値は削除した。 ・令和6年度の目標値は、これまで取り組んでいる活動のうち、プロジェクト形成が期待されるものとして設定した。		
3 GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数(再分類を含む)	-	-	-	-	170	160	160	80	80	-	-	・化審法、化管法等においてリスクが懸念される物質について、GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 化学品の分類および表示に関する世界調和システム)に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施していくため、年度毎に設定した分類が必要な物質数の目標値を年度内で確実に実施することを測定指標として設定した。		

令和 6 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省 R6 - (30))

施策名	目標 6-4 国内における毒ガス弾等対策								担当部局名	環境保健部 化学物質安全課 環境リスク評価室							
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。								政策評価実施予定期	令和 7年 8月	政策評価実施時期						
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。								政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進							
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」(平成15年6月6日閣議了解) 「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」(平成15年12月16日閣議決定) 「第六次環境基本計画」(令和6年5月21日閣議決定)																
測定指標	基準値 <small>基準年度</small>	目標値 <small>目標年度</small>	年度ごとの目標値 ----- 年度ごとの実績値 R3年度 R4年度 R5年度 R6年度 R7年度 R8年度 R9年度							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				達成			
1 A事業区域等における環境調査等件数	-	-	要望に基づき適切に実施 9	要望に基づき適切に実施 3	要望に基づき適切に実施 4	要望に基づき適切に実施 -	-	-	-	旧軍毒ガス弾等対策の実施状況を示す指標として設定。 地権者からの要望に基づいて実施するものであるため、目標値の設定は困難。 設定根拠は、「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」(平成15年12月16日閣議決定)							
2 医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)	-	-	事業対象者に適切に交付 144	事業対象者に適切に交付 142	事業対象者に適切に交付 141	事業対象者に適切に交付 -	-	-	-	健康被害者対策の実施状況を示す指標として設定。 ジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる住民に対して、継続的に支援を実施するものであり、目標値の設定は困難。 設定根拠は、「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」(平成15年6月6日閣議了解)							
達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号			
(1) 毒ガス弾等への対応に必要な経費(平成15年度)	1、2	168	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-			
(2) -	-	-	(6) -	-	-	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-			
(3) -	-	-	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-			
(4) -	-	-	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-			

	目標達成度 合意の 測定結果	(各行政機関共通区分) (判断根拠)		
評価 結果	目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等			
	次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】 【測定指標】		
学識経験を有する者 の知見の活用		SDGs目標との関係	【主な目標】 【副次的効果が期待される目標】	
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報				